

岐阜県公報

号外 (第) 平成二十九年 四月 一日

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十六号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁部長の欄中「秘書政策審議監」を「秘書政策審議監 県民文化局長」に、「情報科学芸術大学院大学事務局長」を「土木事務所長(岐阜土木事務所長に限る。)」に改め、同項本庁次長の欄中「農業技監」を「東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進総括監」に、「希望が丘こども医療福祉センター副所長」を「希望が丘こども医療福祉センター副所長」に、「農林事務所長(岐阜農林事務所長、西濃農林事務所長、術大学院大学事務局長」に、「農林事務所長(岐阜農林事務所長、可茂農林事務所長、多治見土木事務所長、可茂土木事務所長、大垣土木事務所長、多治見土木事務所長、可茂土木事務所長、多治見土木事務所長に限る。)」を「農林事務所長(岐阜農林事務所長、西濃農林事務所長、術大学院大学事務局長に限る。)」に、「土木事務所長(岐阜土木事務所長、大垣土木事務所長、可茂土木事務所長、多治見土木事務所長、可茂土木事務所長に限る。)」を「土木事務所長(大垣土木事務所長、可茂土木事務所長、多治見土木事務所長、可茂土木事務所長に限る。)」に改め、同項本庁課長の欄中「県民

目次

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

一

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する

(同)

三

進監」を「家畜防疫対策監、東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進対策監」に改め、「人札制度企画監」を削り、「高速道路企画監」を「幹線道路企画監」に、「鉄道高架推進企画監」を「鉄道高架推進企画監、流域下水道経営企画監」に改め、「住宅活用推進監」及び「公園活用推進監」を削り、「地域出納審査監、管理監又は主幹」を「又は地域出納審査監」に改め、同項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う総務事務センター長の職務

別表第一の表知事の部若しくは項八級の欄に「次長」を削り、「農業技監」を「東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進総括監」に改め、同項九級の欄中「秘書政策審議監」を「秘書政策審議監、県民文化局長」に改め、同部事務所の項五級の欄に「中濃県事務所」を削り、「同項六級の欄に「中濃県事務所」を削り、「下田支所長、主幹又は担当主幹」を「又は下田支所長」に改め、同項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う副所長の職務

別表第一の表知事の部県税事務所の項五級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う自動車税出張所長の職務

別表第一の表知事の部県税事務所の項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う副所長の職務

別表第一の表知事の部自動車税事務所の項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う所長の職務

別表第一の表知事の部東京事務所項六級の欄に「課長」を「課長、移住定住推進監又は企業誘致監」に改め、同項七級の欄中「移住定住推進監」を「困難な業務を行う移住定住推進監」に改め、同部消防学校の項に次のように加える。

県民生活相談センター		所長又は副所長の職務を行う		
------------	--	---------------	--	--

職務	所長の職務
----	-------

別表第一の表知事の部衛生専門学校の項六級の欄中「課長」を「副校長又は課長」に改め、同項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う副校長の職務

別表第一の表知事の部若しくは部相談センターの項六級の欄中「(中央子ども相談センターの所長を除く。）」を削り、同項七級の欄中「所長(中央子ども相談センターの所長に限る。）」を「困難な業務を行う所長」に改め、同部女性相談センターの項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う所長の職務

別表第一の表知事の部わかめ学園の項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う園長の職務

別表第一の表知事の部計量検定所の項六級の欄中「又は主幹」を削り、同項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う所長の職務

別表第一の表知事の部国際たくみアカデミーの項六級の欄中「部長又は担当主幹」を「又は部長」に改め、同項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う校長の職務

別表第一の表知事の部木工芸術スクールの項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う校長の職務

別表第一の表知事の部情報科学芸術大学院大学の項八級の欄を次のように改める。

事務局長の職務

別表第一の表知事の部情報科学芸術大学院大学の項九級の欄中「事務局長の職務」

を配り、回部旅券センターの項六級の欄を次のように改める。

所長の職務

別表第一の表知事の部旅券センターの項七級の欄中「所長」を「困難な業務を行う所長」に改め、回部旅券センターの項六級の欄中「揖斐農林事務所、中濃農林事務所、郡上農林事務所、飛騨農林事務所及び下呂農林事務所の所長に限る。」を「岐阜農林事務所、西濃農林事務所及び恵那農林事務所を除く。」に「担当主幹」を「技術連携調整監」に改め、回部七級の欄中「所長（東濃農林事務所の所長に限る。）」を「困難な業務を行う所長又は副所長」に改め、回部八級の欄中「可茂農林事務所」を記し、回部農業技術センターの項六級の欄中「又は管理監」を記し、回部旅券センターの項五級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う飛騨支所長の職務

別表第一の表知事の部旅券センターの項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う所長の職務

別表第一の表知事の部土木事務所の項四級の欄中「課長（恵那土木事務所の道路維持課長に限る。）の職務」を記し、回部五級の欄中「多治見土木事務所」を「多治見土木事務所、恵那土木事務所」に改め、回部六級の欄中「揖斐土木事務所、美濃土木事務所、下呂土木事務所及び古川土木事務所の所長に限る。」を「岐阜土木事務所、大垣土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所及び高山土木事務所の所長を除く。」に改め、回部七級の欄中「所長（郡上土木事務所及び恵那土木事務所の所長に限る。）」を「困難な業務を行う所長又は副所長」に改め、回部八級の欄中「岐阜土木事務所、」を記し、回部九級の欄を次のように改める。

所長（岐阜土木事務所の所長に限る。）の職務

別表第一の表知事の部東濃課長回部事務所の項七級の欄中「所長の職務」を記し、回部八級の欄を次のように改める。

所長の職務

別表第一の表知事の部流域浄水事務所の項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う所長の職務

別表第一の表知事の部建築事務所の項六級の欄中「（岐阜・西濃建築事務所に限る。）」を記し、回部七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う所長の職務

別表第一の表知事の部水道事務所の項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う所長の職務

別表第一の表知事の部二川推進事務所の項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う所長の職務

別表第一の表知事の部事務所の項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う課長の職務

別表第一の表知事の部井原の項六級の欄中「特に困難な業務を行う課長補佐又は」を「管理監、主幹、担当主幹又は特に困難な業務を行う課長補佐若しくは」に改め、回部事務所の項六級の欄中「、生徒指導企画監、社会教育企画監、管理監又は主幹」を「又は生徒指導企画監」に改め、回部七級の欄中「総合教育センター長の職務」を記し、回部八級の欄中「義務教育総括監」を「義務教育総括監、総合教育センター長」に改め、回部九級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う所長の職務

別表第一の表知事の部教育課長の項三級の欄中「社会教育主事の職務」を記し、回部五級の欄中「企画課長の職務」を記し、回部六級の欄中「総務課長又はサービスマスター」を「課長」に改め、回部七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う所長の職務

別表第一一の表教育委員会の部文化財保護センターの項三級の欄中「所長」を削り、同項六級の欄を次のように改める。

所長の職務

別表第一一の表教育委員会の部文化財保護センターの項七級の欄中「所長」を「困難な業務を行う所長」と改め、同部博物館の項三級の欄中「所長」を削り、同表人事委員会の部事務局の項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う課長の職務

別表第一一の表人事委員会の部事務局の項八級の欄を次のように改める。

事務局長の職務

別表第一一の表人事委員会の部事務局の項九級の欄中「事務局長の職務」を削り、同表代表監査委員の部事務局の項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う課長の職務

別表第一一の表警察本部の部警察本部の項六級の欄中「監査官、」を削り、同表警察委員会の部事務局の項六級の欄を次のように改める。

課長の職務

別表第一一の表警察委員会の部事務局の項七級の欄中「課長」を「困難な業務を行う課長」と改め、別表第一一の表警察本部の部警察本部の項四級の欄中「、交通機動隊分駐隊長、交通事故鑑識官」を削り、同部警察本部の項六級の欄中「、交通機動隊分駐隊長若しくは交通事故鑑識官」を削り、同部警察本部の項七級の欄中「、警察航空隊副隊長」を削り、「、困難な業務を行う中隊長」を「又は困難な業務を行う中隊長」と改め、「又は特に困難な業務を行う交通事故鑑識官」を削り、同部警察本部の項八級の欄中「総企画官」を「総企画官、人材育成企画官」と改め、「サイバー犯罪対策室長」を「サイバー犯罪対策室長、刑事指導室長」と改め、同部八級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う管理官の職務

別表第一八の表知事の部情報科学芸術大学院大学の項中「産業文化センター長」を「産業文化研究センター長」と改め、別表第一八の表中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」と改め、別表第一一の表警察本部の部警察本部の項三級の欄中「科学捜査研究所副所長又は」を削り、同項四級の欄中「管理監又は」を削り、別表第一一の表知事の部保健所の項三級の欄を次のように改める。

管理監の職務

別表第一一の表知事の部保健所の項四級の欄中「管理監」を「困難な業務を行う管理監」と改める。

別表第一一の表を次のように改める。
 予 医療職給料表 (二) 級別職務表

任命権者	機関	職務の級				
		3級	4級	5級	6級	7級
知事	共通		困難な業務を行う主任技師の職務	困難な業務を行う技術主査の職務	管理監、主幹、担当主幹又は特に困難な業務を行う技術課長補佐の職務	
	保健所			課長 (保健所の事務所の課長に限る。) の職務	課長 (保健所の事務所の課長を除く。) の職務	困難な業務を行う課長 (保健所の課長を除く。) の職務
	衛生専門学校		教務主任の職務			
	希望が丘こども医療福祉センター				課長の職務	

食肉衛生検査所			課長の職務	食肉検査監の職務	困難な業務を行う食肉検査監の職務
家畜保健衛生所			課長(中央家畜保健衛生所及び中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く。)	病性鑑定監、連携推進鑑長又は課長(中央家畜保健衛生所及び中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。)	困難な業務を行う病性鑑定監、連携推進鑑長又は課長(中央家畜保健衛生所及び中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。)
警察本部	主任の職務	係長の職務	課長補佐の職務		
警察本部長					

警察本部の職員の職階の表
 警察本部の職員の職階の表 (三) 級別職務表

任命権者	職務の級				
	3級	4級	5級	6級	7級
共通	困難な業務を行う技師の職務	困難な業務を行う主任技師の職務	困難な業務を行う技術主査の職務	主幹、担当主幹又は特に困難な業務を行う技術課長補佐の職務	
知事			課長(保健所の事務所)	課長(保健所の事務所)	

衛生専門学校		教務主任の職務	の課長に限る。)	の課長を除く。)	
看護専門学校		教務主任の職務		副校長の職務	
希望が丘こども医療福祉センター		看護師長の職務	首席看護師長の職務	看護部長又は看護指導監の職務	困難な業務を行う看護部長の職務
精神保健福祉センター				課長の職務	
警察本部	主任の職務	係長の職務	課長補佐の職務		
警察本部長					

警察本部の職員の職階の表
 警察本部の職員の職階の表 (三) 級別職務表

平成二十九年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社